

## 風水害時における保育施設の臨時休園の対応方針について

台風接近や集中豪雨など風水害時における保育施設の対応について、次のとおり足立区の方針を定める。

### 1 臨時休園の判断基準

	基準	対象	園・保護者の対応	
			開園前	開園後
原則、前日の15時までに事前連絡する				
1	足立区に「大雨警報」が発表された場合 【期間が当該日の午前7時から午後8時にかかる場合(見込みも含む)】	全施設	家庭保育を依頼	保護者に園児の早めのお迎えを依頼
2	区に乗り入れているJR、東武スカイツリーライン等の内複数路線が計画運休を実施した場合 【運休が当該日の午前7時から午後8時にかかる場合】		臨時休園	保護者に園児のお迎えを要請・計画運休の2時間前に閉園
3	足立区に「特別警報(『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等)」が発表された場合 【期間が当該日の午前7時から午後8時にかかる場合】		保護者に園児のお迎えを要請 [降園後速やかに休園]	
4	「高齢者等避難」が区から発令された場合 【期間が当該日の午前7時から午後8時にかかる場合(見込みも含む)】	発令区域 [町丁目別] 内の施設	臨時休園 区域外の施設は家庭保育を依頼	保護者に園児のお迎えを要請 [降園後速やかに休園] 区域外の施設は、早めのお迎えを依頼
5	「避難指示」「緊急安全確保」の発令が区からされた場合 【期間が当該日の午前7時から午後8時にかかる場合(見込みも含む)】			区域外の施設は、早めのお迎えを依頼

足立区の避難情報は「足立区防災アプリ」でお知らせします。

下記リンク先より、無料でダウンロードできます(ダウンロード時の通信費を除く)。



Android 端末



iPhone 端末

## 2 保育再開の判断基準 以下の基準を満たすことを前提とする。

	判断時期	基準	園・保護者の対応								
当該日の午前6時までに解除・運行再開された場合											
1	足立区の「特別警報(『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等)」が解除された時	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>施設や施設周辺の安全が確保されている。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電気、ガス、水道などのライフラインが使用できる。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>給食の提供ができる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>職員体制が確保できている。</td> </tr> </table>	1	施設や施設周辺の安全が確保されている。	2	電気、ガス、水道などのライフラインが使用できる。	3	給食の提供ができる。	4	職員体制が確保できている。	午前8時半より再開 (翌日の保育実施については、当該日前日の15時に区から各保育施設へ連絡)
1	施設や施設周辺の安全が確保されている。										
2	電気、ガス、水道などのライフラインが使用できる。										
3	給食の提供ができる。										
4	職員体制が確保できている。										
2	区に乗り入れているJR、東武スカイツリーライン等の路線が運行再開をした時										
3	「高齢者等避難」の解除が区から発令された場合										
4	「避難指示」「緊急安全確保」の解除が区から発令された場合										

※ 大雨警報が解除された場合、家庭保育・早めのお迎え依頼も解除する。

## 3 代替保育

- (1) 園児の安全を確保するため、臨時休園 [判断基準の2・3・4・5] 期間中の代替保育は原則実施しない。
- (2) 全区的に通常保育が再開されたのち、「保育再開の判断基準」を満たさず、臨時休園を継続する園の園児について、保護者全員が警察、消防、自衛官、医療、電気・ガス・水道のインフラ業務に、フルタイムで従事している場合に、代替保育を実施する。  
【代替保育実施予定園 周辺の区立一時保育実施園(14園)の中から選定】

## 4 臨時休園時の連絡方法

- (1) 【事前予告】台風接近や集中豪雨など風水害に伴い臨時休園の可能性がある場合には、臨時休園日の前日15時までに、各保育施設を通じて保護者に連絡する。  
※ 項番1の判断基準1・4・5は、気象庁の「線状降水帯による大雨の呼びかけ」及び区の災害対策準備本部会議を経て、各保育施設を通じ臨時休園・早めのお迎えの依頼等を事前予告
- (2) 【休園連絡】区が臨時休園を決定した場合は、その旨各保育施設に連絡する。保護者への連絡は、各保育施設から保護者に速やかにメール等でお知らせするとともに、区ホームページでも周知する。
- (3) 【再開連絡】臨時休園後の保育再開については、項番2の「保育再開の判断基準」を満たした場合に、各保育施設を通じて保護者に連絡する。

## 5 臨時休園時の保育料

風水害時等における各保育施設の臨時休園について、保育料の減免は原則行わない。